

## 様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

令和3年10月29日

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

タイムズモビリティ株式会社

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### (1) 事業適応に係る事業の目標

モビリティは単なる移動手段から、パーソナルな移動空間としても意味を持つようになってきている。非対面でかつ短時間から長時間まで必要な分だけ利用できるタイムズカーの特徴をいかし、引き続きポストコロナにおいてサービスをさらに提供していきたい。

そして、モビリティ領域のリーディングカンパニーとして新たな移動の価値を提供し新しい日常に向けて人々の前向きな気分を後押しし、引き続き変化するニーズを捉えながら新たな社会のあり方に貢献していくために、調達する車両台数を増やしていく。

##### (2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

計画終了年度である令和8年度（2026年度）10月期のROAが、基準年度である令和2年度（2020年度）10月期を5%ポイント以上上回ることを目標とする。

##### (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

令和8年（2026年）10月期において、有利子負債がキャッシュフローの1.3倍以下を目標としている。

また、経常収支比率は100%を上回る予定である。

##### (4) 事業適応の類型

成長発展事業適応

##### (5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

704 自動車賃貸業

（選定の理由）

これまで有償貸渡事業の許可を得てレンタカー、カーシェア事業などの自動車賃貸業を行ってきており、今後も引き続きニーズをとらえたサービスの展開を行うことで事業適

応を実施していくため。

(6) 事業適応の具体的内容

ポストコロナにおいて当社では、以前のような旅行先・出張先での需要も引き続き見込みつつも、主に東京・大阪などの大都市を中心に非対面、密回避をキーワードに住んでいる場所や働いている場所近くからの移動需要がさらに増大すると考えている。この新しい需要への対応として、予約状況に応じて効率的に配車する新たなカーシェアリング・サービスの提供を行う。具体的には、場所の確保が難しい大都市でのカーシェア車両の配備拡大において、従来は、1台分の車室に決まった車両を配備しているが、それでは前述のような拡大する需要に対応しきれないため、近くにバックヤードを設けて予約状況に合わせて車両を配送して1台分の車室から複数台の車両を貸し出す配車型カーシェアリングを新たに提供し増加する需要に対応する取組を進める。地域によって利用が多い曜日や時間帯が異なるため、このような利用傾向の変化にも柔軟に対応しやすいサービスの提供にもつながり、「借りたいけれど借りられない」という状態を解消することができる。

こうした新たなサービスを提供するため、大都市の中でも特に住宅街へのカーシェア車両の配備の増大等に取り組む。当社の賃貸車両には自社開発した通信環境を持つ車載器を搭載しており、このカーシェア車両への投資を通じて、今後もIoTとビッグデータを活用した新たなモビリティサービスを提供していく。また、賃貸車両は温室効果ガス排出量の削減の為に2030年に向けて電気自動車比率の向上も視野に入れている。

以上により、計画終了年度である令和8年(2026年)10月期において、配車型カーシェアの売上高の合計額が全体の売上高の1%以上になることを目指す。

- ・ 産業競争力強化法第21条の28第1項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 令和3年(2021年)11月1日

終了時期 令和8年(2026年)10月31日